

平	26	.	5	.	9
総	7		—		3

税制調査会資料

〔働き方に中立的な税制について〕

平成26年5月9日(金)

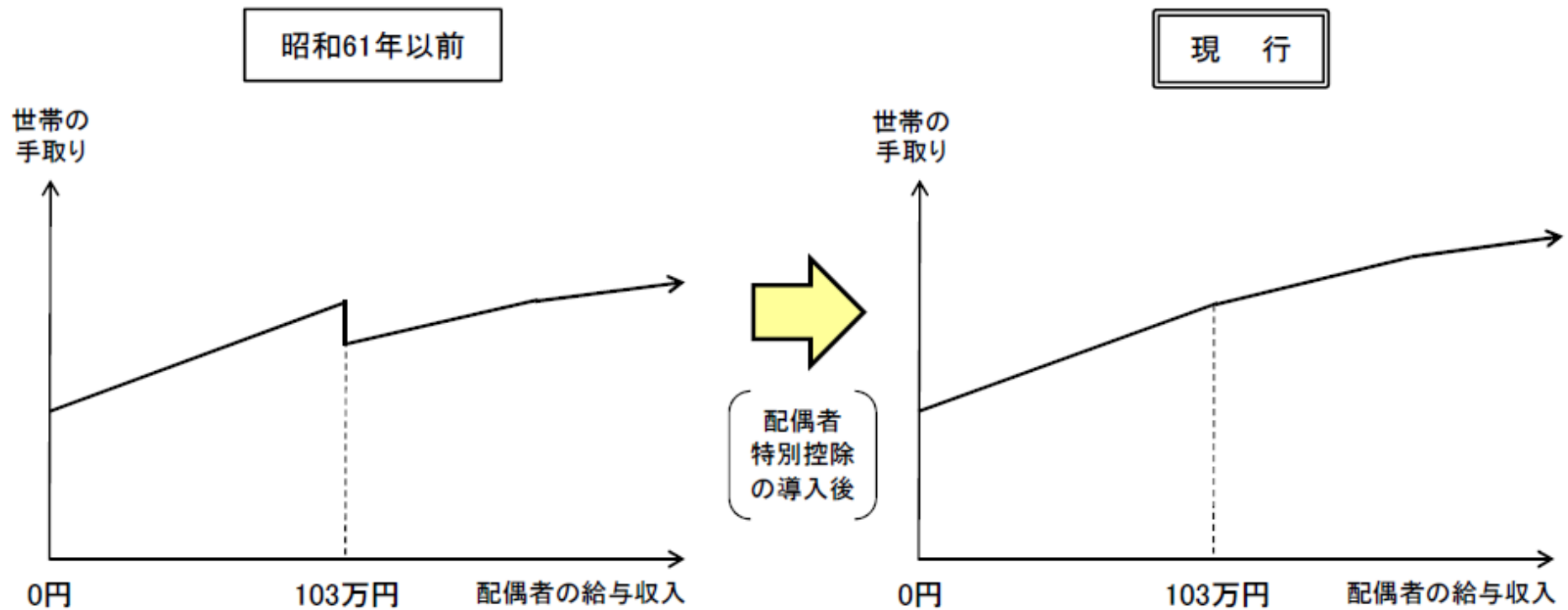
横浜国立大学 近藤絢子

本日のプレゼンの論点

- 配偶者控除と既婚女性の労働供給
 - 「103万円の壁」
 - 「130万円の壁」
- 日本の所得税率は国際的にみて低い
 - 特に「中の上」の世帯の税率が低い
- 社会保険制度の内包する逆進性
 - 被用者保険と国民年金／国民健康保険の差
 - 失業給付金のもらえない失業者が増えている

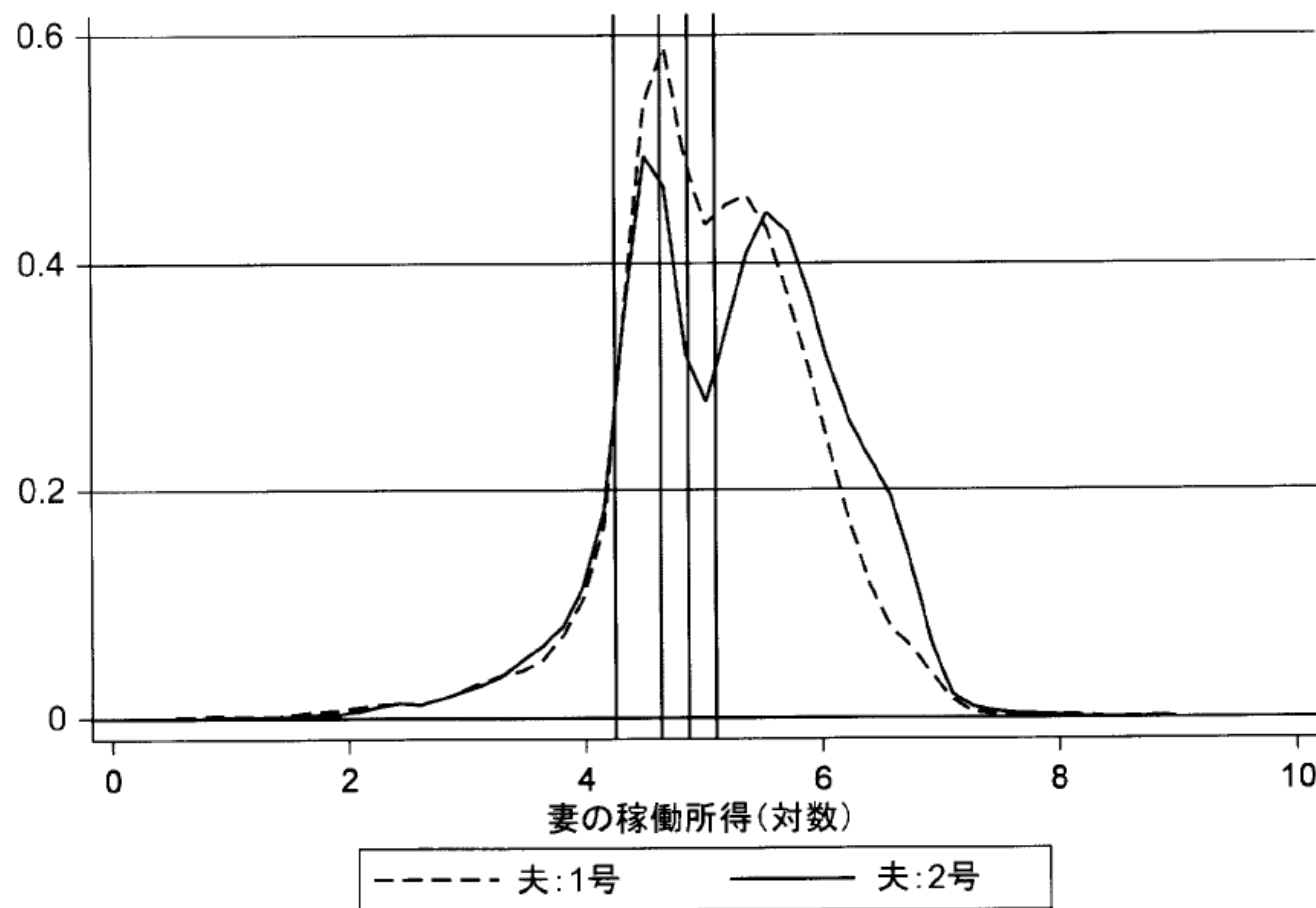
配偶者控除と既婚女性の労働供給

- 「103万円の壁」
 - 配偶者特別控除の導入で手取りの逆転現象はなくなったが、103万円以下に就労調整する傾向は依然としてみられる
 - 世帯単位の控除額が最大になるのは確かに103万円
 - 世帯単位の控除額を一定とするように制度を変えるとうなるか？
- 「130万円の壁」
 - 税制ではなく社会保険制度によるもの
 - これがなくならないかぎり、税制をいくら変えても就労調整はなくならないのでは？



手取りの逆転現象は30年近く前に解消されている

しかし、手取りの逆転現象が解消したのちも、依然として103万円以下に就労調整する傾向がみられる

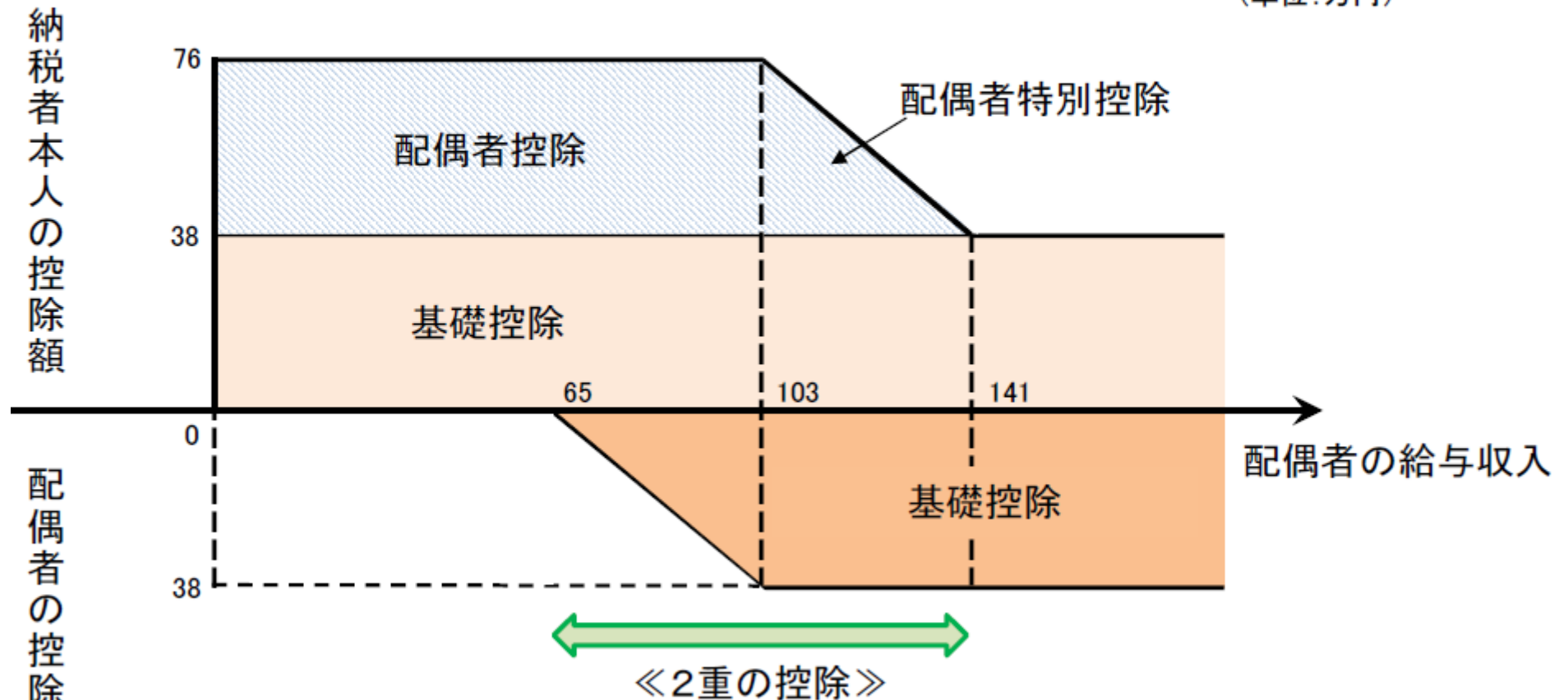


注) 図の縦線は、左から90万円、103万円、130万円、163万円に相当する。対象サンプルは、夫が1号か2号の妻で、稼働所得があり、現在就業している6,351人(1号の妻1,543人、2号の妻4,808人)。

図3 妻の年収分布(カーネル推定量) 大石(2003)より
データは平成10年度国民生活基礎調査

世帯で見た各控除の関係

(単位:万円)



世帯全体の控除額は103万円のところで最大になっている

世帯単位の控除額を一定とするように制度を変えると？

- つまり、妻の収入が103万を超えたらではなく、少しでも収入を得たら夫の配偶者控除が減るようにする
- 合理的に考えれば就労調整する意味はなくなる
- ただし、これまでの税制はある意味年収103万円以下の範囲での妻の就労を促進する効果を持っていたので、これをなくすことにより有配偶女性の就業率は下がる恐れがある
 - － 就労調整によって103万円未満に抑えていた人の労働供給は増えるので、全体の労働供給は増えるか減るかわからない
- これまでの就労調整自体が単なる惰性で行われていたとした場合はそれほど変化しない可能性もある。

「130万円の壁」

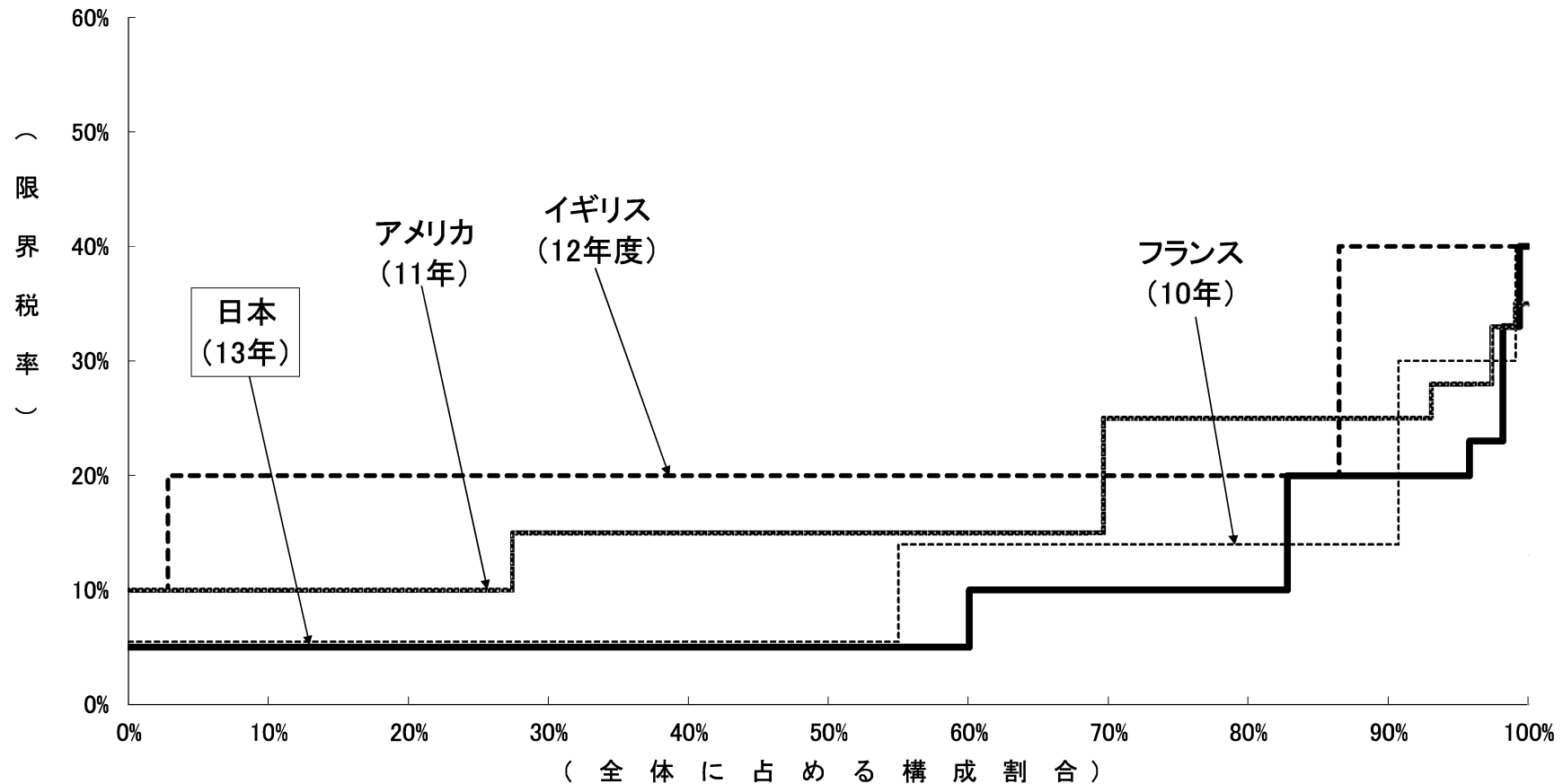
- 税制ではなく社会保険制度によるもの
- 夫が第2号被保険者の場合、妻の収入が130万円までは第3号被保険者となり年金保険料を納めなくてよいが、そこを超えると第1号または第2号被保険者として年金保険料を納めなければならない
 - 第1号になった場合、国民年金保険料は年額183,000円
- 夫の勤め先の家族手当などもこれに連動している場合がある
- これがなくなる限り、壁が103万から130万に動くだけで就労調整はなくなるのでは？

日本の所得税率は国際的にみて低い

- 財政が黒字なら別によいのですが
- 年々累積赤字が拡大しており、消費税が引き上げられたりしている状況を鑑みると、ちょっと低すぎるような気がします
- 特に所得階層の中央値より上のところが低い
- この所得階層にあたるのは、フルタイムの正社員がほとんどであり、労働の価格弾力性は低いので税率を上げても労働供給はほとんど変わらないはず

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2014年1月現在)

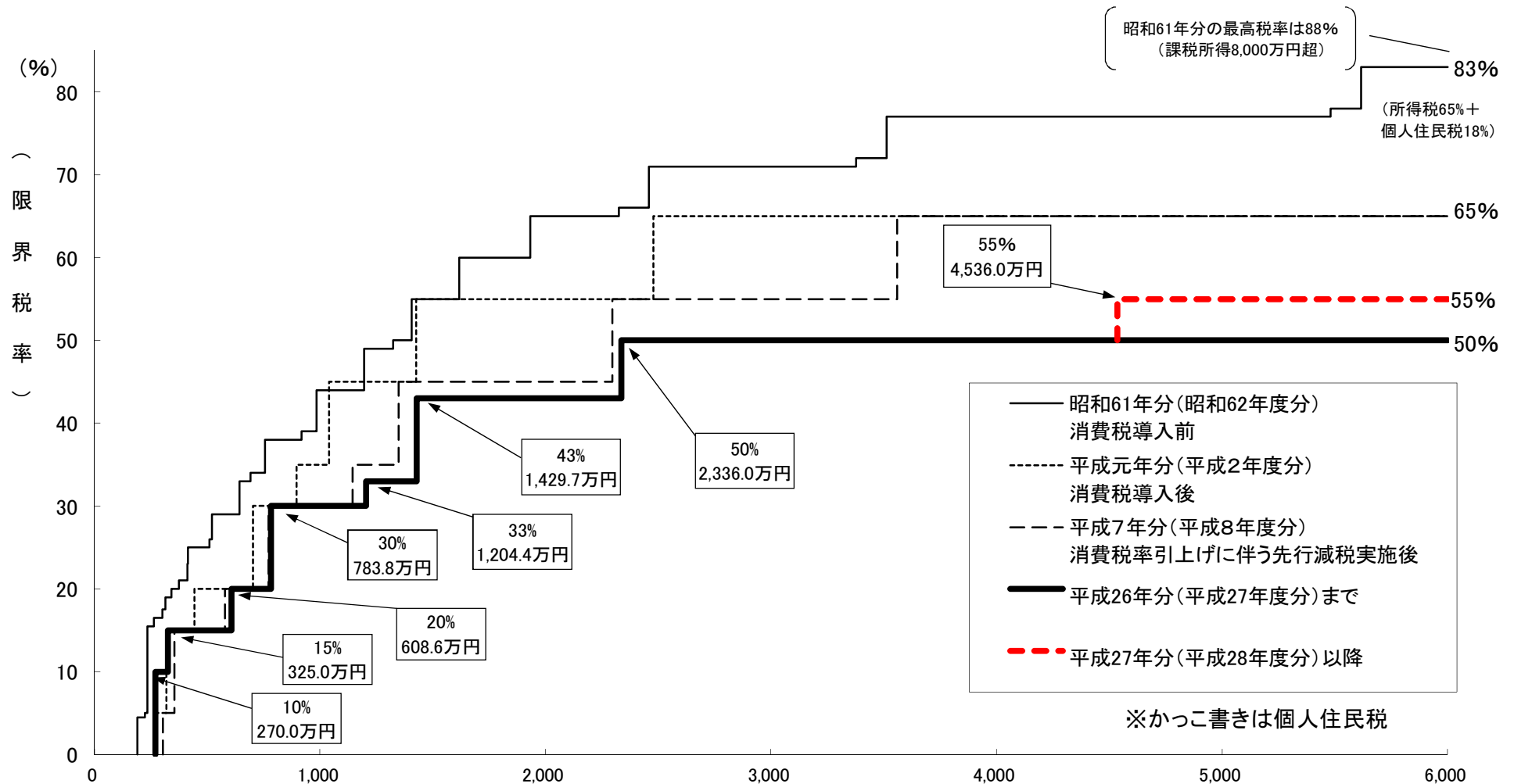


限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(13年)	83%	13%	4%
アメリカ(11年)	29%	43%	28%
イギリス(12年度)	3%	84%	14%
フランス(10年)	55%	36%	9%

- (注) 1. 日本のデータは、平成25年度予算ベース。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した(ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる)。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
 5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2014年1月現在においては、アメリカは7段階(10・15・25・28・33・35・39.6%)、フランスは5段階(5.5・14・30・41・45%)となっている。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

- 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注1) 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとしている。

(注2) 給与所得控除の上限の引下げ(26年度改正:平成28年分以後の所得税及び平成29年度分以後の個人住民税から適用)は加味していない。

社会保険制度の内包する逆進性

- 被用者保険に入れるか否かで大きな差
 - 具体例：年収141万円のパートタイマーの年金
 - 正社員の3/4以上の労働時間であれば非正規でも加入しなければならないことになっているが、守られていない場合もある
- 失業給付金が受け取れない失業者も増えている
- 税制とは直接の関係はないが、所得税を通じた再分配を考えるうえでは考慮すべきことだと思う

事例：年収141万円のパートタイマー

- 厚生年金が適用されない場合
 - 年間の国民年金保険料 $15,250 \times 12 = 183,000$
 - もらえる年金額は基礎年金のみ
- 厚生年金が適用される場合（週に5日6時間働けば正社員の労働時間の3/4になるので）
 - 年間の厚生年金保険料は¥113,688
 - 保険料の差額だけで年間約7万円の差
 - さらに、仮にこの条件で6年間働くと、報酬比例部分として基礎年金よりも年¥50,000多くもらえる

「各種制度の適用状況」より抜粋 契約社員ですら7割しか社会保険に加入していない

就業形態				当該就業形態 の労働者が いる事業所	雇用保険	健康保険	厚生年金
平成22年	正社員			[94.2] 100.0	...	...	...
	契約社員			[13.8] 100.0	71.9	70.8	68.6
	嘱託社員			[15.3] 100.0	74.6	74.7	71.6
	出向社員			[5.5] 100.0	40.4	39.2	37.1
	派遣労働者			[9.5] 100.0	...	...	...
	臨時的雇用者			[2.4] 100.0	9.5	6.5	6.4
	パートタイム労働者			[57.0] 100.0	58.4	39.4	35.8

厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況：結果の概要」表6より.

失業給付金が受け取れない失業者の増加

- 酒井(2012)によれば
 - 雇用保険の加入者自体は増えている(条件の緩和による)
 - にもかかわらず、失業者にしめる失業給付金受給者割合は減っている
 - 前職が非正規だった失業者の多くが失業給付金を受け取れていない
- セーフティーネットとしての雇用保険制度には限界がある

参考文献・図表出所

- 出所の記述のない図表は4月14日税制調査会総会における 財務省説明資料から転載したものです。
- 大石亜希子(2003)「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」季刊社会保障研究
- 酒井正(2012)「失業手当の受給者はなぜ減ったのか」井堀利宏・金子能宏・野口晴子『新たなリスクと社会保障生涯を通じた支援策の構築』東京大学出版会